高額介護サービス費の 月々負担の上限額が変わります

○高額介護サービス費とは?

高額介護サービス費とは、介護サービスを利用 する場合に支払う利用者負担の合計の額が、同じ 月に一定の上限を超えたとき、超えた分が払い戻 される制度です。

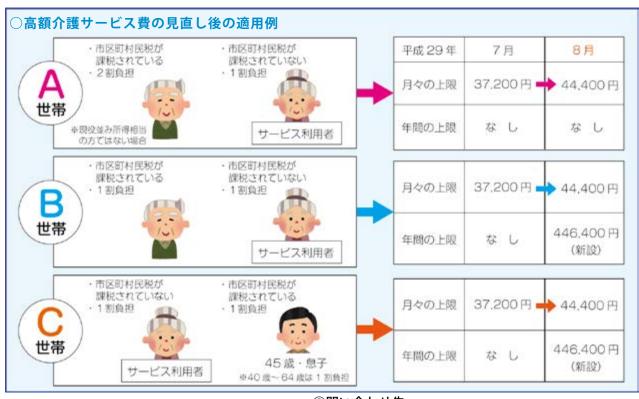
○改正の概要

高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している人と利用していない人との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、世帯の誰かが町民税を課税されている人の負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。

平成29年

○高額介護サービス費の基準の主な変更内容

		東岸 20 年 7 日本 で	元代 20 年 9 日かこの
	対象となる人	平成 29 年 7 月まで の負担の上限(月額)	平成 29 年 8 月からの 負担の上限(月額)
	現役並み所得者に相当 する人がいる世帯の人	44,400 円(世帯)	44,400 円(世帯)
	世帯のどなたかが、 町民税を課税されている人	37,200円(世帯)	44,400 円 (世帯) 〈見直し〉 ※同じ世帯の全ての 65 歳以上の人(サービスを利用 していない人を含む。)の利用者負担割合が 1 割の世帯 に年間上限額(446,400 円)を設定
	世帯全員が町民税を 課税されていない人	24,600 円(世帯)	24,600 円(世帯)
	前年の合計所得金額と公的年 金収入額の合計が年間80万 円以下の人たち	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)
	生活保護を受給 している人たち	15,000 円(個人)	15,000 円(個人)



◎問い合わせ先

役場保健衛生課介護保険係 ☎(86)1153[直通]